

令和7年度 黒潮町戦没者追悼式

先の大戦で亡くなられた方を追悼し、平和を祈念するため、黒潮町戦没者追悼式を行います。

今年度は、令和7年11月に大方地域で開催します。

◆日時 11月29日(土) 受付／午前9時～ 式典／午前10時～

◆場所 ふるさと総合センター

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112



ねんきんコーナー

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

◆**免除期間** 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間と認められた場合は、将来年金額を計算する際に保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

◆**対象者** 「国民年金第1号被保険者」で平成31年2月1日以降に出産された方、出産する予定の方

◆**届出時期** 出産予定日の6カ月前から提出可能です。

◆**届出先** 本庁 住民課 住基戸籍係 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

※マイナンバーカードを利用し、マイナポータルより電子申請もできます(下記参照)。

◆手続きに必要なもの

- 出産前に届出する場合
母子健康手帳や医師が作成した妊娠証明書など、出産予定日および胎児数が確認できるもの。
- 出産後に届出する場合
町で出産日が確認できる場合は不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、医師や助産師が作成した出生証明書など出産日や親子関係が確認できるもの。
- 死産、流産、早産、人工妊娠中絶に伴い届出する場合
死胎火葬許可証や医師、助産師が作成した死産証明書など、分娩日および胎児数が確認できるもの。

「国民年金手続きの電子申請開始」について

令和4年5月より、マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。対象手続きは以下(1)～(6)のとおりです。

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 国民年金資格取得届 | (4) 国民年金保険料免除・納付猶予申請 |
| (2) 付加保険料納付申出 | (5) 国民年金保険料学生納付特例申請 |
| (3) 産前産後免除該当届 | (6) 口座振替納付申出 |

※「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関などからのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

※電子申請を行うには、マイナポータルの「利用者登録」が必要です。

「利用者登録」には、マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要となります。

手続きの方法については、町公式ホームページの国民年金ページをご覧ください。また、日本年金機構のホームページをご覧ください。



黒潮町公式
ホームページ



日本年金機構
ホームページ

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

厚生労働省では、毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」とし、「ねんきんネット」などを活用しながら年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけています。ご自身の年金記録や見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。ご利用につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構
ホームページ

◆日本年金機構における取組

※日本年金機構では、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開しています。ホームページやX(旧Twitter)などを活用した年金制度の周知・広報やオンラインによる年金セミナーなどを実施します。

- お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

黒潮町運転免許証返納支援制度補助金のご案内

運転免許証およびマイナ免許証(免許情報記録個人番号カード)を自主的に返納された方に対する支援で、「運転経歴証明書」および「マイナ経歴証明書」の発行手数料を補助します。

◆黒潮町運転免許証返納支援制度とは

- 交通事故防止対策の一環として、運転免許証およびマイナ免許証を自主的に返納された方に対する支援を行う制度
- 返納時に交付を受ける「運転経歴証明書」および「マイナ経歴証明書」の発行手数料を町が補助

◆対象者 町内にお住まいの方で、運転免許証およびマイナ免許証を自主的に返納された方

◆支援制度を受けるには さまざまな手続きが必要となります。事前に担当までお問い合わせください。

◆その他の支援 運転経歴証明書の提示で、町内外の公共交通機関などでさまざまな特典が得られます。

主な特典は以下のとおりです。

1. つづきハイヤーの運賃が1割引き
2. 土佐くろしお鉄道(窪川～宿毛間)と高知西南交通の運賃が半額

※高知西南交通は65歳以上の方が対象。

高速バス・中村まちバス・ふれ愛号・四万十周遊川バスは対象外。

- お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113



運転経歴証明書(免許証サイズ)

所得税の基礎控除の見直しなどについて

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません)。

- ①改正の概要や源泉徴収事務に関する各種情報を国税庁ホームページの特設サイトに掲載しています。(https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm)

- ②給与支払者向け所得税の基礎控除の見直しなどに関するコールセンター

9月16日から令和8年1月30日までの間、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設などについて、給与の源泉徴収に関する一般のご質問やご相談を受け付けています。

☎0570-02-4562 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝および12月29日～1月3日を除く)
全国一律料金でご利用いただけます。

※上記電話につながらない場合は、中村税務署の代表電話番号(☎35-2135)にお電話いただき、音声ガイダンスに従い「4」番を選択してください。

- お問い合わせ 中村税務署 ☎35-2135



国税庁
ホームページ